

第5節 看護

第1 看護科の基本事項

1 改訂の趣旨

医療・看護を取り巻く現状として、少子高齢化の進行、入院期間の短縮、在宅医療の拡大などがある。これらを踏まえ、看護を通して、地域や社会の保健医療福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人を育成するため、次のような改善・充実を図る。

- ・ 多職種と連携・協働し、多様な生活の場にいる人の看護について、専門性の高い実践力を養う学習の充実
- ・ 医療安全に関する学習の充実
- ・ 各領域における倫理的課題に関する学習の充実

2 改訂の要点

(1) 目標の改善

高等学校における看護教育としての基本的なねらいに変更はないが、教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

(2) 科目の改善

科目構成は13科目と変更はないが、科目名について、基礎医学の科目から派生していた「人体と看護」、「疾病と看護」、「生活と看護」の科目名を、「人体の構造と機能」、「疾病の成り立ちと回復の促進」、「健康支援と社会保障制度」に、「看護情報活用」を「看護情報」に変更した。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱い上の改善

指導に当たっては、(1)「知識及び技術」が習得されること、(2)「思考、判断力、表現力等」を育成すること、(3)「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが重要である。

生徒や学校の実態、指導の内容に応じ、「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点から協調学習やプロジェクト学習、シミュレーションなどを実践に取り入れ、探究的に学習していくなどの授業改善を図ることが重要である。

看護科においては、看護の本質に根ざして「看護の見方・考え方」を働かせ、情報収集・分析、問題の明確化、援助方法の立案、実施、結果の評価について科学的根拠をもとに探究する学習活動を通して、全体を

振り返り「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ることが重要である。

「主体的な学び」は、健康に関する事象について、当事者の考えや状況、疾病や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して問題を見だし、当事者による自己管理を目指した課題を設定するとともに、個別性に応じた援助計画を立案し、分析・評価する学習になっているか、援助の結果から援助計画の妥当性を検討したり、全体を振り返って改善策を考えたりしているか、これらの過程で習得した思考力、判断力、表現力等を次の課題の発見や解決に活かしているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

「対話的な学び」については、あらかじめ個人で考え、その後、科学的な根拠や優先順位、倫理原則などについて協議を行い、互いの意見から気付きを得て修正する学習となっているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

「深い学び」については、例えば、「看護の見方・考え方」を働かせながら探究の過程を通して学ぶことにより、看護で育成を目指す資質・能力を獲得しているか、各科目の知識と技術を関連付け、看護観や看護実践力を形成することに向かっているか、さらに、獲得した資質・能力に基づいた「看護の見方・考え方」を、次の学習における課題の発見や解決の場面で働かせているかなどの視点から、授業改善を図ることが考えられる。

以上のような授業改善の視点を踏まえ、看護科で育成を目指す資質・能力及びその評価の観点との関係も十分に考慮し、指導計画等を作成することが必要である。

今回の改訂では、専門教科に属する全ての科目の「2.内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目や「ア.イ」などの小項目を示すこととし、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にしたものである。なお、項目の記述については、専門教科は学科や課程を問わず、様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

3 看護科の目標及び科目の編成

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

看護の見方・考え方とは、健康に関する事象を当事者の考えや状況、疾患や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な看護を関連付けることを意味している。

ア (1)について

看護について実践的・体験的な学習活動を通して、基礎的な内容、領域別の内容、統合的な内容を段階的に理解し関連付け、統合化を図るとともに、関連する技術についても同様に身に付け、適切に活用できるようにすることを意味している。

イ (2)について

看護に関する課題とは、対象に応じた個別の課題や看護業務における組織的な課題等を指し、それらの課題を発見する力を養うとともに、課題の解決に当たっては、(3)で養う職業人としての態度をもって、倫理原則、科学的根拠、優先順位、社会資源の活用、多様な価値観の尊重、意思決定支援等の視点を踏まえた解決方法について創造的に思考、判断、表現する力を養うことを意味している。

ウ (3)について

看護教育においては、看護職者として生命の尊重、人権の擁護を基盤とした望ましい看護観及び倫理観を養い、常に自覚と責任を持って行動する態度を育成するとともに、多様な人々と信頼関係を構築し援助を行う看護職者には豊かな人間性の育成が重要であることを示している。また、この豊かな人間性をもとに看護の専門職業人として、人々の健康の保持増進やよりよい社会の構築のために主体的かつ協働的に役割を果たす態度を養うことを意味している。

(2) 科目の編成と履修

科目の構成については、改訂前と同じ13科目である。

また、以下の表は5年一貫教育における専攻科までを含む単位数である。

科目	標準単位数	専攻科での対応する科目名
基礎看護	11～12	基礎看護方法Ⅰ・Ⅱ
人体の構造と機能	7～9	解剖生理学、生化学・栄養学
疾病の成り立ちと回復の促進	8～11	病理学、病態学、薬理学、微生物学
健康支援と社会保障制度	7～9	医療総論、公衆衛生学、社会福祉、ヘルスプロモーション、関係法規
成人看護	6～8	成人臨床看護
老年看護	4～6	老年保健、老年臨床看護
小児看護	4～6	小児保健、小児臨床看護、小児看護学概論、小児看護方法
母性看護	4～6	母性保健、母性臨床看護
精神看護	4～6	精神看護概論、精神保健、精神臨床看護
在宅看護	4～6	在宅看護概論、在宅看護技術、在宅看護方法、
看護の統合と実践	6～8	技術の統合、医療安全、災害看護と国際協力、看護研究、看護方法
看護臨地実習	26～28	成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論、看護の統合と実践
看護情報	2～4	統計学

ア 科目の名称変更による指導項目の内容について

看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目について、指導項目を以下のように整理した。

- 「人体の構造と機能」
 - (1)解剖生理 (2)栄養
- 「疾病の成り立ちと回復の促進」
 - (1)疾病の原因と生体の回復 (2)基本的な病因
 - (3)疾病の診断過程と治療 (4)各機能の障害
 - (5)疾病と薬物
- 「健康支援と社会保障制度」
 - (1)公衆衛生 (2)社会保障制度

第2 各科目の概要

1 「基礎看護」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する基礎的な技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護に関する基礎的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 基礎看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、日常生活の援助及び診療に伴う援助における看護の課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、看護の基本となる概念を理解した上で、看護の共通技術を基に日常生活の援助及び診療に伴う援助に関する基礎的な知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用できるようにすることをねらいとし、実施する援助の科学的根拠を明確にして問題を解決する力を養う。また、看護の本質の理解を基に人間愛を基盤とする豊かな人間性をもって、人々の健康の保持増進のためによりよい看護を目指し、主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養う。

今回の改定では、指導項目の(3)日常生活の援助と(4)診療に伴う援助の前に、(2)看護の共通技術を位置付け学習内容を整理した。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)看護の本質、(2)看護の共通技術、(3)日常生活の援助、(4)診療に伴う援助の四つの指導項目で、内容を構成している。

内容を取扱う際は、次のことに配慮する。

ア [指導項目]の(1)については、身近な事例を取り上げて考察し協議を行う学習活動を通して、望ましい看護観や職業観及び看護職に求められる倫理観を育成すること。

イ [指導項目]の(2)、(3)、(4)については、身近な事例を取り上げて演習などを行い、知識と技術の統合化を図るとともに、科学的根拠を個人で考察した後、グループの協議を経て、計画・実施・振り返りを行い、安全で安楽な援助について考察できるよう工夫すること。また、シミュレーター等を用いて、技術

の習得・定着が図れるように工夫する。

ウ 「人体の構造と機能」「疾病の成り立ちと回復の促進」等、他教科との関連を図って扱う。

[指導項目] (1) 看護の本質

- ア 看護の意義
- イ 看護の役割と機能
- ウ 看護の対象
- エ 協働する専門職
- オ 看護における倫理

ここでは、看護の基本となる概念の学習を通して、看護の普遍的な意義を踏まえた上で、社会の変化に対応する役割や機能、看護の対象となる人々、共に働く人々、社会や医療における倫理、看護の職業倫理について、総合的に理解を深め、望ましい看護観・職業観を育むことをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 看護の本質について理解すること。
- ② 看護の本質に関わる課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 看護の本質を深く理解するために自ら学び、人々の健康の保持増進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

[指導項目] (2) 看護の共通技術

- ア コミュニケーション
- イ 感染予防
- ウ 安全管理
- エ フィジカルアセスメント
- オ 看護過程

ここでは、看護の共通技術についての学習を通して、対象となる人々との信頼関係や安全確保、人々の抱える健康問題の把握と看護の実際について基礎的な知識と技術を習得し、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 看護の共通技術について理解するとともに身に付けること。
- ② 看護の共通技術について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 看護の共通技術について自ら学び、対象に応じて実際の看護を適切かつ安全に展開できるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3) 日常生活の援助

- ア 日常生活の理解
- イ 環境調整
- ウ 食事と栄養
- エ 排泄
- オ 活動と運動
- カ 休息と睡眠
- キ 清潔と衣生活

ここでは、日常生活が健康や成長・発達に大きく関わりをもつことを踏まえ、人々の状態に応じて、健康の回復及び日常生活の自立に役立つように日常生活の援助を行うための基礎的な知識と技術を習得し、活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 日常生活の援助について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 日常生活の援助について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 日常生活の援助について自ら学び、人々が自立した生活を送れるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(4) 診療に伴う援助

- ア 呼吸・循環・体温調整
- イ 与薬
- ウ 創傷管理
- エ 診察・検査・処置
- オ 救命救急処置
- カ 終末時のケア

ここでは、診療に伴う苦痛や不安を軽減し、診療が正確かつ円滑に行われるための看護者の役割に関する理解のもと、診療を受ける人々の援助に関する基礎的な知識と技術を習得し、適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。なお、「オ 救命救急処置」のトリアージを含む災害看護の実習については「看護の統合と実践」の災害看護で取り扱う。

- ① 診療に伴う援助について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 診療に伴う援助について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 診療に伴う援助について自ら学び、対象の安全・安楽を守り、救命や回復の促進、穏やかな最期を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

2 「人体の構造と機能」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、人体の構造と機能に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 人体の構造と機能について体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 人体の構造と機能に関連する生活行動や健康の基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 人体の構造と機能について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、人体の構造と機能に関する解剖生理学、栄養学の基礎的な知識を習得し、習得した知識を看護実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では、科目名を学習内容に合わせて改称し、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)解剖生理、(2)栄養の二つの指導項目で内容を構成している。

内容を扱う際は、人間の健康状態をアセスメントする基盤となる資質・能力を育成するため、生活行動が人体の機能にどのように作用しているか、日常生活の食事、排泄、活動と運動、休息と睡眠などと関連付けて理解できるように配慮する。

〔指導項目〕(1) 解剖生理

- ア 人体の構成
- イ 器官系の構造と機能
- ウ 生体の恒常性
- エ 生体の防御機構

ここでは、人体の仕組みについて構造及び機能の調節のメカニズムなどの知識を習得するとともに、それらを生活行動や健康と関連付けて理解し、健康状態をアセスメントする科学的根拠の一つとして活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 解剖生理について理解すること。
- ② 解剖生理と生活行動を関連付け、健康に関わる基本的課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を見いだすこと。

- ③ 解剖生理について自ら学び、健康の保持増進を目指す看護への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 栄養

- ア 栄養素の働き
- イ 栄養素と代謝
- ウ 食生活と健康
- エ ライフステージと栄養
- オ 病態と栄養

ここでは、生命を維持し、健康を保持するために必要な栄養について、体内での働きや代謝、食生活と健康との関連、ライフステージや病態に応じた食事に関する基礎的な知識を習得するとともに、望ましい栄養摂取並びに食習慣等を考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 栄養について理解すること。
- ② 健康に関わる栄養並びに食生活の基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を見出すこと。
- ③ 栄養について自ら学び、栄養の視点から人々の健康保持を目指す看護への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

3 「疾病の成り立ちと回復の促進」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、疾病の成り立ちと回復の促進に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 疾病の成り立ちと回復の促進について体系的・系統的に理解できるようにする。
- (2) 疾病の成り立ちと回復の促進に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 疾病の成り立ちと回復の促進について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、多様な人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、疾病の成り立ちと回復の促進に関する病理病態学と薬理学の基礎的な知識を習得し、習得した知識を看護の実践に適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では、科目名を学習内容に合わせて改称し、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)疾病の原因と生体の回復、(2)基本的な病因、(3)疾病の診断過程と治療、(4)各機能の障害、(5)疾病と薬物の五つの指導項目で内容を構成している。

内容を取り扱う際には、基礎看護などの科目と関連付けて、疾病の予防や早期発見、病態と治療、回復の促進に関する基礎的な内容の理解をもとに、人間の健康を身体的のみならず、精神的・社会的な側面を統合して考察できるよう配慮すること。

〔指導項目〕(1) 疾病の原因と生体の回復

- ア 疾病の予防・早期発見
- イ 疾病の原因
- ウ 生体の回復

ここでは、疾病の原因と生体の回復についての学習を通して、健康を保持増進する生活環境や生活習慣とともに、疾病の原因や生体の回復に影響を与える精神的な因子や社会的な因子についても理解を深め、人々が自ら疾病を予防し、回復力の維持・向上を図る看護を考察することができるようになることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 疾病の原因と生体の回復について理解すること。
- ② 疾病の原因と生体の回復の概要と過程を踏まえ、看護の役割を考えること。
- ③ 疾病の原因と生体の回復について自ら学び、多様な人々の回復の促進を目指す看護への活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 基本的な病因

- ア 循環障害
- イ 炎症
- ウ 代謝障害
- エ 遺伝と先天異常
- オ 免疫異常
- カ 腫瘍
- キ 感染

ここでは、疾病の理解の基礎として、基本的な病因と進行及び細胞の障害と変化、細胞の障害に対する修復・再生・適応、基本的な病因とその機序についての学習を通して、生体の反応を科学的に理解し、回復を促進する看護を行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 基本的な病因について理解すること。
- ② 基本的な病因の特徴と概要を踏まえ、各病因が心身に与える影響や予防、課題について考えること。
- ③ 基本的な病因について自ら学び、人々の健康の保持増進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3) 疾病の診断過程と治療

- ア 疾病の診断過程
- イ 疾病と臨床検査
- ウ 主な治療法

ここでは、診療に伴う援助の理解の基礎として、疾病の診断過程、疾病と臨床検査、疾病に対する主な治療法についての学習を通して、各々の意義、方法、注意事項を理解し、看護を行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 疾病の診断過程と治療について理解すること。
- ② 疾病の診断過程と治療に関わる特徴を踏まえ、看護の役割を考えること。
- ③ 疾病の診断過程と治療について自ら学び、多様な人々の安全・安楽を守り、診療に伴う援助、回復の促進を目指して看護の実践に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(4) 各機能の障害

- ア 呼吸機能の障害
- イ 循環機能の障害
- ウ 栄養の摂取・消化・吸収・代謝機能の障害
- エ 内部環境調節機能の障害
- オ 造血機能の障害
- カ 免疫機能の障害
- キ 神経機能の障害
- ク 運動機能の障害
- ケ 排泄機能の障害
- コ 生殖機能の障害
- サ 精神機能の障害

ここでは、各機能の障害について、主な疾患を取り上げ、その病因、特徴、臨床症状、合併症等を学習することを通して、疾患をもつ多様な人々の看護を行うための基礎的な知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 各機能の障害について理解すること。
- ② 各機能の障害が心身に及ぼす影響を踏まえ、予防

や健康管理について考えること。

- ③ 各機能の障害について自ら学び、多様な人々の安全・安楽を守り、生体の回復の促進を目指して主体的かつ協働的に看護の実践に取り組むこと。

〔指導項目〕(5) 疾病と薬物

- ア 薬物の作用
- イ 薬物と生体の反応
- ウ 薬物療法
- エ 薬物による健康被害

ここでは、薬物の生体内での動態、薬物が生体の機能に及ぼす影響に関する知識を習得するとともに、薬物療法で使用される主な薬物を取り上げて、薬物の種類や投与法に応じた注意事項を科学的な根拠を踏まえて理解し、薬物療法を安全かつ正確に実施するための基礎的な能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 疾病と薬物について理解すること。
- ② 疾病と薬物が心身に及ぼす影響を踏まえ、薬物を扱う看護の役割の重要性について考えること。
- ③ 疾病と薬物について自ら学び、人々の安全を守り、回復の促進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

4 「健康支援と社会保障制度」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、健康支援としての公衆衛生と社会保障制度に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 健康支援と社会保障制度について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 健康支援と社会保障制度に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 健康支援と社会保障制度について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、社会の変化に対応した生活の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、看護を行うために必要な健康支援としての公衆衛生及び社会保障制度に関する知識と技術を習得し、生活環境や生活行動が人々の健康に与える影響とその対策について、実践的・体験的な学習を通して理解するとともに、当事者の状況に応じて社会保障制度を適切に活用して、人々の自立を支援し、より

よい健康づくりを目指すことができるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では、科目名を学習内容に合わせて改称し、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)公衆衛生、(2)社会保障制度の二つの指導項目で内容を構成している。

内容を取り扱う際は、以下のことに配慮する。

ア〔指導項目〕の(1)については、生活者として疾病の予防や回復の促進を捉え、生活改善を含んだ精神的因子や社会的因子の影響について考察できるよう、事例や視聴覚教材を活用して学習すること。

イ〔指導項目〕の(2)については、薬物に関する基礎的な知識を習得するとともに、「基礎看護」と関連付けて理解を深め、関連法規に基づき薬物を安全かつ正確に取扱うことができるよう、薬物に関わる事と関連付けて、考察できるようにすること。

〔指導項目〕(1) 公衆衛生

- ア 公衆衛生の基本
- イ 生活環境と健康
- ウ 生活者の健康増進
- エ 感染症と対策
- オ 保健活動

ここでは、集団を対象として疾病を予防し、健康の保持増進を図る看護活動の学習を通して、生活環境や生活行動と健康の関連を理解し、多様な生活背景をもつ人々が適切に健康管理を行うために必要とされる基本的な支援を行うことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 公衆衛生について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 健康支援としての公衆衛生の現状について基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 健康支援としての公衆衛生の現状について自ら学び、対象となる人々による健康管理を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 社会保障制度

- ア 社会保障制度の基本
- イ 保健に関する制度
- ウ 医療に関する制度
- エ 福祉に関する制度

ここでは、健康問題や障害等を抱える多様な人々が、自立し、安定した生活を送りながら健康管理を行う支援を実践するため、社会保障制度を適切に活用することができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 社会保障制度について理解すること。
- ② 社会保障制度の特徴と概要を踏まえ、看護への活用について考えること。
- ③ 社会保障制度について自ら学び、対象となる人々の生活を向上し、自立した生活が送れるよう主体的かつ協働的に取り組むこと。

5 「成人看護」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、成人看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 成人看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 成人看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 成人看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、成人の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、成人の身体的・精神的・社会的特徴を踏まえ、個人によって異なるライフスタイルや生活習慣が健康に与える影響を理解した上で、健康づくり（ヘルスプロモーション）や機能障害の看護に関わる基本的な知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を健康課題のある人に応じて適切に活用することができるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では、「看護臨地実習」における学習の充実を図るために、健康障害に伴う急性期、回復期、慢性期、終末期などの各期に応じた看護及びリハビリテーション看護、がん看護を位置付け、整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)成人の健康と看護、(2)健康レベルや障害の状況に応じた看護、(3)機能障害のある患者の看護の三つの指導項目で内容を構成している。

内容を取り扱う際は、次のことに配慮する。

ア〔指導項目〕の(2)及び(3)については、具体的な事例を取り上げ、「疾病の成り立ちと回復の促進」と

関連付けて演習などを行い、成人の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫すること。

イ [指導項目] (3)の内容については、看護科ではその概要を扱う程度とすること。

[指導項目] (1) 成人の健康と看護

- ア 成人各期の特徴
- イ 成人の保健と福祉
- ウ 成人看護の特徴
- エ 成人看護の倫理的課題

ここでは、社会の変化に伴う成人の健康の現状を理解し、成人が置かれている状況を把握した上で、必要とされている看護に関する知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 成人の生活・健康の特徴を踏まえた看護について理解すること。
- ② 成人の生活・健康の特徴に応じた看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 成人の生活・健康の特徴に応じた看護について自ら学び、成人の健康の保持増進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

[指導項目] (2) 健康レベルや障害の状況に応じた看護

- ア 急性期
- イ 慢性期
- ウ 終末期
- エ リハビリテーション看護
- オ がん看護

ここでは、様々な健康レベルの人や障害がある人の看護について、実践的・体験的な学習活動を通じて知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 健康や障害の程度に応じた看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 健康や障害の程度に応じた看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 健康や障害の程度に応じた看護について自ら学び、患者の安全・安楽を守り、回復の促進または穏やか

な最期を目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

[指導項目] (3) 機能障害のある患者の看護

- ア 呼吸機能障害
- イ 循環機能障害
- ウ 消化・吸収機能障害
- エ 栄養代謝機能障害
- オ 内部環境調節機能障害
- カ 内分泌機能障害
- キ 身体防御機能障害
- ク 脳・神経機能障害
- ケ 感覚機能障害
- コ 運動機能障害
- サ 排尿機能障害
- シ 性・生殖・乳腺機能障害

ここでは、各機能に様々な障害が起こっている人々の看護について、実践的・体験的な学習活動を通じて知識と技術を習得するとともに、習得した知識と技術を人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 機能障害のある患者の看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 機能障害のある患者の看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 機能障害のある患者の看護について自ら学び、患者の安全・安楽を守り、回復の促進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

6 「老年看護」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、老年看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 老年看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 老年看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 老年看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、高齢者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、高齢化社会が進行し、入院期間の短縮、在宅医療の拡大などの変化が生じている中、高齢者を生涯発達の見点で捉え、加齢に伴う身体的・精神

的・社会的変化，高齢者に多い機能障害や疾患，複数疾患との共生を含む健康の概念，個人差の拡大による多様な高齢者像を理解した上で，高齢者の尊厳と自立を重視した看護を保健医療福祉チームの一員として連携・協働して取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では，療養の場の多様化に伴うリスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護の実践能力の育成への対応，看護に求められる倫理的課題の多様化への対応，地域や社会のグローバル化への対応の観点から内容の見直しなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は，老年看護の実践に必要な資質・能力を育成することをめざし，(1)高齢者の特徴と看護，(2)高齢者の生活を支える看護，(3)診療を受ける高齢者の看護，(4)高齢者に多い健康障害と看護の四つの指導項目で，内容を構成している。

内容を取扱う際は，具体的な事例を取り上げて演習などを行い，高齢者の個別性に応じた看護を考察できるよう工夫し配慮すること。

〔指導項目〕(1) 高齢者の特徴と看護

- ア 高齢者の生活と健康
- イ 高齢者の保健と福祉
- ウ 老年看護の特徴
- エ 老年看護の倫理的課題

ここでは，高齢者の加齢による心身の変化，生活の変化，起こりやすい倫理的課題についての学習を通して，高齢者と家族等の多様性に応じた看護について考察を深め，多職種と連携・協働して取り組む姿勢を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 高齢者の特徴と看護について理解すること。
- ② 高齢者の特徴に関わる多様な課題を発見し，倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者の特徴と看護について自ら学び，高齢者の健康の保持増進を目指して，主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 高齢者の生活を支える看護

- ア 高齢者のアセスメント
- イ コミュニケーション
- ウ 食事と栄養
- エ 排泄
- オ 清潔
- カ 歩行・移動

- キ 睡眠
- ク 活動と生きがい

ここでは，高齢者の健康状態と生活行動に関するアセスメントとその生活を支援する基本的な看護についての学習を通して，多様な高齢者が自立した生活を送るために必要な看護について考察を深め，生活支援に使用できる資源や物品等の情報を収集・分析し，課題の解決に実践的に取り組む姿勢を醸成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 高齢者の生活を支える看護について理解するとともに，関連する技術を身に付けること。
- ② 高齢者の生活に関わる多様な課題を発見し，倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者の生活を支える看護について自ら学び，その生活の質の改善に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3) 診療を受ける高齢者の看護

- ア 急性期
- イ 慢性期
- ウ 終末期

ここでは，病期別の特徴を踏まえた看護についての学習を通して，各病期に起こりやすい多様な問題に対する看護について考察を深め，高齢者の安全・安楽を守り，当事者の意思を尊重し，医療チームの一員として取り組む姿勢を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため，次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 診療を受ける高齢者の看護について，病期別の特徴を理解するとともに，関連する技術を身に付けること。
- ② 高齢者に起こる病期別の多様な問題を発見し，倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 病期別の高齢者の看護について自ら学び，高齢者の健康の保持増進または看取りの支援について主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(4) 高齢者に多い健康障害と看護

- ア 感染症
- イ 骨折
- ウ パーキンソン症候群
- エ 認知症
- オ うつ
- カ せん妄

ここでは、高齢者に多い健康障害とその基本的な看護についての学習を通して、高齢者の生活や健康の特徴の理解をもとに、高齢者の健康障害と生活状況に応じた看護を実践できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 高齢者に多い健康障害と看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 高齢者に多い健康障害と看護について多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 高齢者に多い健康障害と看護について自ら学び、高齢者の健康の保持増進を目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

7 「小児看護」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、小児看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 小児看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 小児看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 小児看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、小児の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、成長・発達過程にある小児の特質を理解した上で、小児各期の健康課題と看護及び診療時の看護に関する知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通して習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用し、保健医療福祉チームの一員として連携・協働して取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、小児看護の倫理的課題を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)小児の健康と看護、(2)小児各期の健康課題と看護、(3)診療を受ける小児の看護の三つの指導項目で内容を構成している。

内容を取扱う際は、以下のことに配慮する。

ア 〔指導項目〕(2)及び(3)については、具体的な事例

を取り上げて演習などを行い、対象とする小児の成長・発達に応じて安全・安楽及び権利擁護に配慮した小児の個別性に応じた看護を小児と家族の状況や思いを踏まえて考察できるように工夫すること。

イ 〔指導項目〕(3)については、専攻科において扱うこと。

〔指導項目〕(1) 小児の健康と看護

- ア 小児の健康の特徴
- イ 小児の保健と福祉
- ウ 小児看護の特徴
- エ 小児看護の倫理的課題

ここでは、小児の健康の特徴である成長と発達の過程の理解を基に、成長と発達の現状と課題、小児の倫理的課題の学習を通して、小児の健やかな成長と発達を支える看護の役割について学び、小児の権利を擁護し、意思決定を支援するとともに、小児の健康の保持増進を目指す課題解決に向けて多職種と連携・協働して取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 小児の健康と看護について理解すること。
- ② 小児の健康と看護に関わる多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 小児の健康と看護について自ら学び、小児の健康の保持増進を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 小児各期の健康課題と看護

- ア 新生児期・乳児期
- イ 幼児期
- ウ 学童期
- エ 思春期

ここでは、小児各期の特徴及び成長・発達に伴って起こりやすい健康課題、健やかな成長・発達に必要な日常生活の支援に関する基本的な知識と技術を習得させ、その知識と技術を適切に活用できるようにする。また、小児の安全で健全な成長・発達を促すために必要な養育者への関わりや小児への保健活動などの看護についても考察できるようにさせることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 小児各期の健康課題と看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 小児各期の健康課題と看護について多様な課題を

- 発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 小児各期の健康課題と看護について自ら学び、健康の保持増進を目指し主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3) 診療を受ける小児の看護

- ア 診療に伴う看護
- イ 急性期
- ウ 慢性期
- エ 終末期

ここでは、小児が診療を受ける場合の看護について、小児の成長・発達の特徴（身体的・精神的・社会的特徴）をもとに、看護の職業倫理を踏まえて小児と家族の不安を軽減し、診療と並行して、成長・発達や遊び・学習、望ましい家族関係の維持、発達課題の達成等を支援する基礎的な看護の習得をねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 診療を受ける小児の看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 診療を受ける小児の看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 診療を受ける小児の看護について自ら学び、小児の安全・安楽を守り、回復の促進または穏やかな最期を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

8 「母性看護」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、母性看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 母性看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 母性看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 母性看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、母性の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、母性看護の基本となる概念を理解した上で、女性のライフサイクル各期の看護及び周産期における看護に関する知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通して習得させるとともに、習得した知識と技術を適切に活用し、保健医療福祉チームの一員として連携・協働して取り組むことができるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、母性看護の倫理的課題を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)母性の健康と看護、(2)女性のライフサイクル各期の健康課題と看護、(3)周産期の看護の三つの指導項目で内容を構成している。

内容を取扱う際は、以下のことに配慮する。

- ア 演習等の学習活動を行う際には、女性のライフサイクルにおける母性の現状をイメージできるよう適宜視聴覚教材等を活用し、母子の安全を最優先に考えるとともに、生命及び人権に関わる倫理的配慮、関連する法規を踏まえる視点をもつことができるようにする。また、母性の各期の特徴に応じて、父性を含む当事者の思いと意思決定を支援し、尊重する援助について考え、集団での協議を経て、個性に応じた看護を考察できるよう工夫する。

- イ 〔指導項目〕(3)の「イ周産期の異常と看護」については、専攻科において扱う。

〔指導項目〕(1) 母性の健康と看護

- ア 母性の概念
- イ 母子保健の動向
- ウ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
- エ 母性看護の特徴
- オ 母性看護の倫理的課題

ここでは、母性看護の基本となる概念の学習を通して、母性の捉え方、母性の健康についての考え方、母子保健の現状、母性看護に関わる倫理的課題の現状について理解を深め、母性看護を実践するための基盤となる資質・能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 母性の健康と看護について理解すること。
- ② 母性の健康と看護に関わる多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 母性の健康と看護について自ら学び、母性の健康の保持増進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 女性のライフサイクル各期の健康課題と看護

- ア 思春期
- イ 成熟期
- ウ 更年期
- エ 老年期

ここでは、ライフサイクル各期における母性の発達の特徴と健康課題の学習を通して、母性の健やかな育成と加齢による影響について理解を深め、女性の全人的な健康に必要な支援について考察できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 女性のライフサイクル各期の看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 女性のライフサイクル各期の看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 女性のライフサイクル各期の看護について自ら学び、母性の健康の保持増進を目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3) 周産期の看護

ア 周産期の正常経過と看護

- (7) 妊娠期の生理と妊婦の看護
- (4) 分娩期の生理と産婦の看護
- (9) 産褥期の生理と褥婦の看護
- (5) 新生児期の生理と看護

イ 周産期の異常と看護

- (7) 妊娠期の異常と看護
- (4) 分娩期の異常と看護
- (9) 産褥期の異常と看護
- (5) 新生児期の異常と看護

ここでは、周産期の正常と異常に関する基本的な看護の知識と技術を習得し、習得した知識と技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 周産期の看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 周産期の看護について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 周産期の看護について自ら学び、周産期の健康の保持増進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

9 「精神看護」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、精神看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 精神看護について体系的・系統的に理解すると

ともに、関連する技術を身に付けるようにする。

- (2) 精神看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 精神看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の心身の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、精神の健康と障害について、精神医療の歴史及び精神保健医療福祉の変遷も踏まえて理解した上で、精神症状や精神に障害等がある人の権利擁護に努めるとともに、日常生活の困難さの軽減や自立した生活を送るための支援に関わる知識と技術を習得し、習得した知識と技術を日常生活の問題に応じて、適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では、実施する援助とその根拠を明確にして課題を解決する力、また主体的かつ協働的に看護の実践に取り組む態度を養うため、病期別看護及び障害別看護の充実を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)精神の健康と看護、(2)精神保健医療福祉の変遷、(3)精神障害の状況に応じた看護、(4)主な精神障害と看護の四つの指導項目で、内容を構成している。

内容を取扱う際は、以下のことに配慮する。

- ア 精神の健康の保持増進及び精神障害のある人の看護を統合的に学習できるよう、日常生活（食事、睡眠、運動、学校・職場での人間関係と活動状況等）との関連性を踏まえること。
- イ 地域での自立を重視し、「健康支援と社会保障制度」と関連付けて学習すること。
- ウ 具体的な事例を取り上げ、個別性に応じた看護を考察できるよう配慮すること。

〔指導項目〕(1) 精神の健康と看護

- ア 精神の健康
- イ 精神機能の構造と発達
- ウ ストレスと危機
- エ 精神保健の動向
- オ 精神看護の特徴

ここでは、精神看護の基本となる概念の学習を通して、精神の健康と精神保健の考え方、精神保健の現状、精神看護に関わる倫理的課題の現状について理解を深め、精神看護を実践するための基盤となる資質・能力を育成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事

項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 精神の健康と看護について理解すること。
- ② 精神の健康と看護に関わる多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 精神の健康と看護について自ら学び、人々の心身の健康保持増進を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 精神保健医療福祉の変遷

- ア 精神医療の歴史
- イ 精神に障害のある人の権利擁護
- ウ 精神保健福祉制度の変遷

精神に障害等がある人が差別、偏見、隔離、収容などによって人権を侵害される状況に置かれた歴史を理解した上で、当事者の人権の擁護、地域で自立した暮らしを支援する看護の知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術の人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 社会の変化とともに変わってきた精神医療や関連する制度の概要について理解すること。
- ② 精神医療や関連する制度の実際について、基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 精神に障害等がある人の権利を擁護し、地域で自立した生活を目指す看護について自ら学び、精神保健医療福祉の多職種と連携して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 精神保健医療福祉の変遷

- ア 精神医療の歴史
- イ 精神に障害のある人の権利擁護
- ウ 精神保健福祉制度の変遷

精神に障害等がある人が差別、偏見、隔離、収容などによって人権を侵害される状況に置かれた歴史を理解した上で、当事者の人権の擁護、地域で自立した暮らしを支援する看護の知識と技術を実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術の人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 社会の変化とともに変わってきた精神医療や関連する制度の概要について理解すること。
- ② 精神医療や関連する制度の実際について、基本的

な課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。

- ③ 精神に障害等がある人の権利を擁護し、地域で自立した生活を目指す看護について自ら学び、精神保健医療福祉の多職種と連携して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3) 精神障害の状況に応じた看護

- ア 検査
- イ 治療
- ウ 急性期
- エ 慢性期
- オ 精神看護の特徴

ここでは、精神に障害等がある場合の検査、治療、急性期、慢性期の看護の基本的な知識と技術について、実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術の人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 精神障害の状況に応じた看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 精神障害の状況に応じた多様な課題を発見し、当事者の権利を擁護した上で、回復の促進並びに自立支援を目指して解決策を見いだすこと。
- ③ 精神障害の状況に応じた看護について自ら学び、当事者の多様な価値観等を尊重した上で、医療チームの一員として主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(4) 主な精神障害と看護

- ア 症状性を含む器質性精神障害
- イ 精神作用物質による精神および行動の障害
- ウ 統合失調症
- エ 気分障害
- オ 神経症性障害、ストレス関連障害
- カ 生理的障害、身体的要因に関連した行動症候群
- キ 成人の人格及び行動の障害
- ク 小児・青年期の精神及び心身医学的疾患

ここでは、主な精神障害の特徴に応じた看護の知識と技術に重点を置き、実践的・体験的な学習活動を通じて習得するとともに、習得した知識と技術の人々に応じて適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 主な精神疾患と看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。

- ② 主な精神疾患に応じた多様な課題を発見し、当事者の権利を擁護した上で、安全・安楽を守り、症状の緩和並びに生活の質の改善に向けて解決策を見いだすこと。
- ③ 主な精神疾患と看護について自ら学び、当事者の多様な価値観を尊重した上で、医療チームの一員として主体的かつ協働的に取り組むこと。

10 「在宅看護」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、在宅看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 在宅看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 在宅看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 在宅看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、在宅療養者の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、様々な疾病・障害の医療的処置等を継続しながら、在宅で生活している人々を支援するための知識と技術を習得し、習得した知識と技術を在宅療養者と家族等の多様な価値観や生活スタイルに応じて、適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、在宅看護の倫理的課題を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)在宅看護の特徴、(2)在宅療養を支える制度、(3)在宅療養者と家族等への支援の三つの指導項目で内容を構成している。

内容を取扱う際は、以下のことに配慮する。

- ア 在宅での療養に近い状況を設定し、各科目と関連付けた演習などを行うこと。
- イ 多様な療養者と家族等の状況と関係、生活の場における療養のリスクマネジメント、地域で活用できる社会資源を関連付けて考え、生活の質の向上に向けた支援について在宅療養者の個別性に応じた考察を深められるよう工夫すること。

〔指導項目〕(1) 在宅看護の特徴

ア 在宅看護の意義

イ 在宅看護の役割と機能

ウ 在宅看護の対象

エ 在宅看護の倫理的課題

ここでは、療養の場の多様化による在宅看護の意義を踏まえ、住み慣れた地域で療養する人々を支える在宅看護の役割や機能、在宅看護で対応が求められる倫理的課題について、総合的に理解を深め、人々の生活の質の向上に寄与できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 在宅看護の特徴について理解すること。
- ② 在宅看護の特徴に関わる多様な課題を発見し、在宅療養者の権利を擁護し、その意思決定に沿って解決策を見いだすこと。
- ③ 在宅看護の特徴について自ら学び、在宅療養者の健康管理と生活の質の向上を目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 在宅療養を支える制度

ア 地域包括ケアシステム

イ 訪問看護制度

ウ 医療保険制度

エ 介護保険制度

ここでは、在宅療養者が地域で自立した生活を送りながら、必要な治療、看護、介護を受けるための各種制度について理解し、適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 在宅療養を支える制度について理解すること。
- ② 在宅療養を支える制度の実際について基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 在宅療養を支える制度について自ら学び、在宅療養者の生活の質の向上を目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3) 在宅療養者と家族等への支援

ア 療養生活の援助

イ 治療に伴う援助

ウ 療養者の状況に応じた援助

ここでは、在宅療養者の生活、治療、状況に応じた看護の実践的・体験的な学習を通して、療養者の年齢、疾病・障害、治療の侵襲性、介護者の状況を踏まえ、療養者の安全・安楽を守り、療養者と家族等のセルフ

ケア能力を高める基本的な看護及び、療養者と家族等の意思決定を支援し、生活の質の向上と自己実現を図る支援について考察を深めることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 在宅療養者と家族等への支援について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 在宅療養者と家族等への支援について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 在宅療養者と家族等への支援について自ら学び、在宅療養者の生活の質の向上を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

11 「看護の統合と実践」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の統合と実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 看護の統合と実践について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護の統合と実践に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 看護の統合と実践について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、看護科に属する各科目において育成した資質・能力を臨地における実践に模した設定で活用し、看護を実践する場合の多様な課題について、倫理原則、科学的根拠、優先順位、社会資源の活用、多様な価値観の尊重等を踏まえて、看護の実践者として複合的な問題を解決しながら行動できるようにする。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、看護におけるマネジメント、国際看護を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)看護におけるマネジメント、(2)災害看護、(3)国際看護の三つの指導項目で構成されており、これに「看護研究」を加えて行う。

内容を取扱う際は、臨床実践に近い状況を想定し、各科目と関連付け、演習などの学習活動を行う。活動では実際に起こりやすい基本的な複合課題の場を設定し、協議を行うなど、チームで課題を解決する力を

高めるようにすること。なお、この科目は専攻科で取り扱う。

〔指導項目〕(1) 看護におけるマネジメント

- ア 看護活動の質の保証と向上
- イ 医療安全のマネジメント
- ウ 多重課題のマネジメント
- エ 多職種連携
- オ 看護に関わる政策と行政

ここでは、社会の変化に対応して、よりよい看護を提供するため、スタッフとしての看護活動、組織としての看護活動、地域における看護活動、看護活動と制度との関係について、現状を分析して課題を発見するとともに、それぞれの看護活動を関連付け、統合して考えさせることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 看護におけるマネジメントについて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 看護におけるマネジメントについて多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 看護におけるマネジメントについて自ら学び、多様な対象の健康の保持増進をチームで目指し、主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 災害看護

- ア 災害の種類と医療
- イ 災害看護の特徴
- ウ 災害各期の看護

ここでは、災害における人的被害を最小にするため、災害の種類とその特徴の理解を踏まえた災害各期の基本的な看護の知識と技術について、実践的・体験的な学習活動を通して習得するとともに、習得した知識と技術を適切に活用できることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 災害看護について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 災害看護について課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 災害看護について自ら学び、多様な人々の適切な救援を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3) 国際看護

- ア 国際保健
- イ 対象のグローバル化
- ウ 国際看護活動

ここでは、国際的な健康課題や保健の現状、多様な文化背景をもつ看護の対象、国際社会における看護活動の実際について理解し、グローバル化が進む国内外において、看護活動を適切に行えることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 国際看護について理解すること。
- ② 国際看護について課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 国際看護について自ら学び、多様な国と地域における健康課題や災害時などのよりよい支援を目指して、主体的かつ協働的に取り組むこと。

12 「看護臨地実習」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、臨地において実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 臨地における看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 臨地における看護に関する多様な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて解決策を探究し、合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 臨地における看護について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の安全と安楽を守り、健康の保持増進と生活の質の向上に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目は看護科に属する各科目で育成した資質・能力を臨地で活用することにより、基本的な看護実践力を身に付けるとともに、看護科に属する全ての科目を関連付け、統合化を図るものである。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、保健医療福祉施設での実習を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)基礎看護臨地実習、(2)領域別看護臨地実習、(3)統合実践看護臨地実習の三つの指導項目で構成している。臨地実習においては、看護科に属する各科目の学習進度に留意し、各々のねらいに応じた課題を生徒が主体的に設定できるよう、実習環境の調整や実習指導者との共通理解に努めるとともに、課題の解決策を探究する一連の過程についても生徒の主体的な学習を支援し、課題解決力を高めるようにするこ

とが大切である。

内容を取扱う際は、次のことに配慮する。

- ア 生徒が主体的に看護に関する課題を設定し、問題解決を図る学習を行うこと。
- イ 各科目と関連付けるとともに、事前事後の指導を適切に行うこと。また、感染や医療事故などの防止及び守秘義務や個人情報保護に関する指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。
- ウ [指導項目]の「(3)統合実践看護臨地実習」は専攻科において扱うこと。

[指導項目] (1) 基礎看護臨地実習

- ア 保健医療福祉施設の機能と看護の役割
- イ 対象の理解
- ウ 看護におけるコミュニケーション
- エ 日常生活の援助
- オ 看護の展開

ここでは、看護活動に共通する基礎的な知識と技術とともに、看護の見方・考え方を実践的・体験的な学習活動を通して身に付けさせ、適切に活用できるようにすること及び看護観や倫理観を醸成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 臨地における看護実践の基礎について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 臨地における看護実践の基礎に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 臨地における看護実践の基礎について自ら学び、よりよい看護を目指して主体的かつ協働的に取り組むこと。

[指導項目]の(1)については、看護を行う多様な施設の機能と看護の役割、患者・入所者などの総合的な把握及び看護におけるコミュニケーションの重要性、対象者の状態に応じた日常生活の援助を扱うこと。

[指導項目] (2) 領域別看護臨地実習

- ア 成人看護臨地実習
- イ 老年看護臨地実習
- ウ 小児看護臨地実習
- エ 母性看護臨地実習
- オ 精神看護臨地実習

ここでは、看護の各科目で学習した領域別の看護について、領域の特質に応じた知識と技術の統合を図るとともに、看護の見方・考え方を実践的・体験的な学習活動を通して身に付け、適切に活用できるようにす

ること及び看護観や倫理観を醸成することをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 各領域における看護実践と理論を結び付けて理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 各領域における看護実践について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 各領域における看護実践について自ら学び、人々の健康を保持増進するために主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕の(2)については、各領域の看護の体験を通して看護の理論と実践とを結び付け、各領域の看護の特質と対象の個別性について扱うこと。

〔指導項目〕(3) 統合実践看護臨地実習

- ア 在宅看護臨地実習
- イ 看護の統合と実践

ここでは、領域別に学習した看護実践における全ての知識と技術の統合を図るとともに、看護の見方・考え方についても実践的・体験的な学習活動を通して専門性を深め、適切に活用できるようにすること及び看護観や倫理観の深化もそのねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 臨地における統合的な看護実践について体験を通して体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 臨地における統合的な看護実践について多様な課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 臨地における統合的な看護実践について自ら学び、人々の健康を保持増進するために主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕の(3)については、看護科に属する各科目の知識と技術の統合化を図れるよう、臨床での実務に即した実習を行うこと。また、多職種と連携・協働し、地域や生活の場で行う看護活動を扱うこと。イについては、スタッフ業務や管理業務、夜間業務の一部を含むなどの総合的な実習を行うこと。

13 「看護情報」

(1) 目標

看護の見方・考え方を働かせ、看護情報に関する実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護の実践に必要な資質・能力を次のとおり育成す

ることを目指す。

- (1) 看護情報について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 看護情報に関する基本的な課題を発見し、看護の職業倫理を踏まえて合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 看護情報について、よりよい看護の実践を目指して自ら学び、人々の健康に関する課題解決に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

この科目では、看護実践に必要な情報と情報技術を理解して適切に活用し、看護における課題の解決を効果的に行う資質・能力を育成するものであり、看護科に属する各科目と関連付けて学習することが重要である。

今回の改訂では、社会の変化への対応として、看護における情報の活用と管理、看護における課題解決を位置付けるとともに、学習内容を整理するなどの改善を図った。

(2) 内容とその取扱い

この科目は、目標に示す資質・能力を身に付けることができるよう、(1)情報社会の倫理と責任、(2)看護における情報の活用と管理、(3)看護における課題解決の三つの指導項目で構成している。

この科目の指導に当たっては、情報社会における倫理と個人の責任に基づき、保健医療福祉分野の情報を適切に取り扱う（情報収集・分析・管理など）とともに、看護科に属する各科目の学習と関連付けて課題解決を図る学習を通して、看護臨地実習においても実際の情報を責任をもって取り扱う能力を育てるように指導することが大切である。内容を取り扱う際の配慮事項として、多様な題材やデータを取り上げ、情報技術の進展に応じた演習などを通して、生徒が情報及び情報ネットワークを適切に活用できるように、情報の信頼性を判断する能力及び情報モラルを育成することがある。また、〔指導項目〕の(1)については、個人のプライバシーや著作権を含む知的財産の保護、個人における情報の管理や発信に関する責任について、法令と関連付けて扱う。

〔指導項目〕(1) 情報社会の倫理と責任

- ア 情報社会の特徴
- イ 情報社会の倫理
- ウ 情報を扱う個人の責任

ここでは、情報社会の進展に応じた情報と情報技術の理解を基に、個人情報や著作権などの取扱いについて関係法規を遵守するとともに望ましい倫理観を身に

付け、日常生活において情報と情報技術を適切に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 情報社会の特徴と個人の責任について理解すること。
- ② 情報社会の特徴と個人の責任に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて解決策を見いだすこと。
- ③ 情報社会の倫理と個人の責任について自ら学び、適切な情報の取扱いに主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(2) 看護における情報の活用と管理

- ア 保健医療福祉分野の情報
- イ 情報システムの特徴
- ウ 情報の活用
- エ 情報の管理

ここでは、保健医療福祉分野では様々な個人情報を扱うとともに、多職種との情報共有が重要であることを踏まえ、情報の活用と管理について関係法規を遵守し、倫理観を踏まえて適切に行えるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 看護における情報の活用と管理について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 看護における情報の活用と管理に関する課題を発見し、倫理観を踏まえて合理的かつ創造的に解決策を見いだすこと。
- ③ 看護における情報の活用と管理について自ら学び、看護における課題解決に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3)については、保健医療福祉関係者で共有する情報通信ネットワークの特徴と活用について、地域の実例などを取り上げて扱うこと。また、業務における情報セキュリティの重要性について法令と関連付けて扱うこと。

〔指導項目〕(3) 看護における課題解決

- ア 課題に応じた情報収集
- イ 情報分析及解決方法
- ウ 情報の発信方法

ここでは、看護に関わる課題の発見から解決の過程において、進展する情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用できるようにすることをねらいとしている。

このねらいを実現するため、次の①から③までの事項を身に付けることができるよう指導する。

- ① 看護における課題の発見から解決の過程について理解するとともに、関連する技術を身に付けること。
- ② 看護における基本的な課題を発見し、倫理観を踏まえ情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して解決策を見いだすこと。
- ③ 看護における課題の発見から解決の過程について自ら学び、情報及び情報技術の適切かつ効果的な活用に主体的かつ協働的に取り組むこと。

〔指導項目〕(3)については、生徒が主体的に課題を設定して、情報を集め分析し、課題の解決に向けてモデル化、シミュレーション、プログラミングなどを行い、情報デザインなどを踏まえた発信方法を考え、協議する演習などを行うこと。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっての配慮事項

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に当たっては、「知識及び技能が習得されるようにすること」「思考力・判断力・表現力等を育成すること」「学びに向かう力、人間性を涵養すること」が偏りなく実現されるよう、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通し、生徒の学びに有効な場面やタイミングを見極めながら、継続的に授業改善に取り組むことが重要である。

特に、本県で平成22年から取り組んでいる協調学習は、「主体的・対話的で深い学び」を実現する上で有効な手法の一つである。

例えば、フィジカルアセスメントの重要性について理解を深めるため、病態や技術の根拠方法を題材とした知識構成型ジグソー法による協調学習を用いることが考えられる。

2 原則履修科目

看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則としてすべての生徒に履修させる。

「基礎看護」は、看護の本質を理解し、看護の基盤となる資質・能力を育成する科目であるため、低学年から履修させて生徒の看護観、職業観を育むとともに、各専門科目を学習する時の動機づけとする。

また、「看護臨地実習」は、看護の各科目で修得した資質・能力を臨地で活用することにより、基礎的な看護実践力を身に付けるとともに、各科目の関連付け、統合化を図る。

3 実験・実習に担当する授業時数の確保

看護に関する各学科においては、実験・実習等の学習を重視しており、実験・実習に担当する授業時数を十分確保する。原則として看護科に属する科目に担当する総授業時数の10分の5以上を実験・実習に担当する。

指導においては、療養の場の多様化、多職種連携、地域や社会のグローバル化等に対応した専門性の高い看護実践能力をもつ人材の育成を目指して、課題探究能力や問題解決能力の育成を重視した実験・実習を充実することが必要である。

4 地域や産業界等との連携・交流

「看護臨地実習」において、各科目において修得した資質・能力を活用することにより看護の理論と実践を結び付け、臨地における看護実践力を育成してきた。

地域や保健医療福祉機関、大学・産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。

また、入院期間の短縮、在宅医療の拡大に応じたりスクマネジメント及び多職種連携を含む専門性の高い看護実践能力、地域や社会のグローバル化に対応する知識と技術について、各専門職の社会人講師を活用した授業などにより、指導の充実を図れるよう配慮する。

5 障害のある生徒などへの指導

障害のある生徒などについては、学習活動を行う際に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

看護科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する。

例えば、実習や演習を行う活動においては、状況設定や実施方法を理解することが困難である場合は、見通しが持てるよう、手順等を具体的に明示するなどの配慮をする。また、記録物等で時間を追って記載すること、次回の援助を計画することなど、時系列に想起・計画していくことが難しい場合には、丁寧に段階を追って指導できるよう配慮する。